

各種委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、本組合が定款 27 条の規定により設置する委員会の組織及び運営について必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 設置される委員会は、次のとおりとする。

- (1) 安全衛生委員会
- (2) 賃金労働委員会
- (3) 学習研修委員会
- (4) 社会連帯委員会
- (5) 役員選考委員会
- (6) 新聞編集委員会

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、各委員会とも 4 人以上 20 人以内とし、本組合の理事を中心に、組合員又は外部有資格者などのうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(委員の秘密保持義務)

第4条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、理事任期と連動し基本 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長 1 人、副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理し又は代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、理事長の要請のあったときその他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第8条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(特別利害関係人の議決参加)

第9条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答申)

第10条 委員会は、理事長の諮問に応じ、またその部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

2 意見の具申は、書面をもって行う。

(その他)

第11条 この規定に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この規定は、2022年12月11日から施行する。